

実験系廃棄物分別表

共通の注意事項

- ・実験活動に伴って生じた廃棄物は、すべて実験系廃棄物として扱うこと。
- ・未使用や洗浄済みでも、他者に実験で使用されたと思われる廃棄物は、すべて実験系廃棄物として扱うこと。
- ・廃蛍光灯及び廃乾電池は水銀使用製品であるため、実験系廃棄物として扱うこと。
- ・区分の異なる廃棄物を混合させないこと。
- ・不要薬品、固形廃棄物及び大型廃棄物の処理を希望する場合は、各部局事務に連絡をすること。

廃棄物処理法における有害物質

アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、ヒ素又はその化合物、シアン化合物、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類。

令和8年7月 松江事業場化学物質等管理委員会

廃棄物の種類		区分 / 対象の廃棄物と例		注意事項
1 薬品や血液等が 付着していない 廃棄物	破損や汚れのおそれがあるもの	1.1 廃プラスチック類、紙くず等	プラスチック類、ゴム類、ビニール類、アルミホイル	--- ごみ袋は透明ごみ袋の使用も可能。
		1.2 ガラスくず	破損したガラス器具、陶磁器	--- 金属製の容器等で搬出すること。
		1.3 金属くず	金属片、破損した金属器具、錆や油付着の金属、 大きさが15cm以上の金属（事務用裁断機や鋼材）	--- 金属製の容器等で搬出すること。
	破損や汚れがない 薬品缶やガラス器具	1.4 リサイクル用廃プラスチック類	洗浄した空の薬品缶（プラスチック製）、シャーレ、チップケース	--- 洗浄すること。薬品缶の蓋は1.1に該当。
		1.5 リサイクル用ガラスくず	洗浄した空の薬品缶（ガラス製）、ビーカー、フラスコ	--- 洗浄すること。薬品缶の蓋は1.1に該当。
		1.6 リサイクル用金属くず	洗浄した空の薬品缶（金属製）	--- 洗浄すること。缶の蓋は1.3に該当。
2 薬品や血液等が 付着した廃棄物	有害物質以外の薬品が 付着したもの	2.1 廃プラスチック類、紙くず等	ピペットチップ等のプラスチック類、薬包紙、キムワイプ等の紙類	--- ごみ袋は透明ごみ袋の使用も可能。
		2.2 シリカゲル	シリカゲル	--- 専用容器で搬出すること。
		2.3 ガラスくず	ガラス類	--- 金属製の容器等で搬出すること。
		2.4 金属くず	金属	--- 金属製の容器等で搬出すること。
	有害物質が付着したもの	2.5 廃プラスチック類、紙くず等	ピペットチップ等のプラスチック類、薬包紙、キムワイプ等の紙類	--- ごみ袋は透明ごみ袋の使用も可能。
		2.6 シリカゲル	シリカゲル	--- 専用容器で搬出すること。
		2.7 ガラスくず	ガラス類	--- 金属製の容器等で搬出すること。
		2.8 金属くず	金属	--- 金属製の容器等で搬出すること。
	血液や微生物が付着したもの	2.9 廃プラスチック類、紙くず等	シャーレ等のプラスチック類、紙類、寒天培地、アルミホイル	--- 滅菌処理後、搬出すること。
		2.10 ガラスくず	スライドガラス、バイアル瓶	--- 滅菌処理後、金属製の容器等で搬出すること。
		2.11 金属くず	解剖に用いた刃物、ピンセット	--- 滅菌処理後、金属製の容器等で搬出すること。
3 その他廃棄物 ・実験生物 ・シリンジ ・電池 ・蛍光灯	実験生物、標本	3.1 実験生物類	実験動物の死骸、部位、固定液除去後の動植物標本	--- 不透明な袋等に入れ、搬出日まで冷凍保存すること。
	擬似感染性のもの	3.2 プラスチック製のシリンジ	プラスチック製のシリンジ	--- 滅菌処理後、金属製の容器等で搬出すること。
		3.3 ガラス製のシリンジ	ガラス製のシリンジ	--- 滅菌処理後、金属製の容器等で搬出すること。
		3.4 金属製のシリンジ、シリンジ針	金属製のシリンジ、シリンジ針	--- 滅菌処理後、金属製の容器等で搬出すること。
	水銀使用製品等	3.5 廃一次電池	乾電池	--- 中身を使いきること。
		3.6 廃二次電池	リチウムイオン電池、ニカド電池、ニッケル水素電池、 ボタン電池、バッテリー 等	--- 中身を使いきること。 --- テープによる被覆などの絶縁処理を施すこと。
		3.7 廃蛍光灯	蛍光灯	--- 割らないように注意すること。
		3.8 廃二次電池内蔵製品	モバイルバッテリー、ワイヤレスイヤホン、コードレス掃除機、 小型扇風機、電動工具、デジカメ・ビデオカメラのバッテリー（松 江事業場における教育・研究活動により生じたものに限る）	--- 電池の中身を使いきること。
		3.9 廃LED灯	LED灯	--- 割らないように注意すること。

実験系廃棄物に関する問合せは、安全衛生担当（内線：2329 外線：0852-32-9829）または環境安全施設（内線：2348 外線：0852-32-8914）へ連絡すること。